

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

# その他

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正について

女性活躍推進法の改正を含む「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第63号）が令和7年6月4日に成立し、同年6月11日に公布。

## 改正の趣旨

- ・ 我が国における男女間賃金差異は長期的に縮小傾向にあるが、国際的に見れば依然として差異が大きい状況にある。
- ・ 男女間賃金差異の大きな要因の1つとされる管理職に占める女性の割合についても、長期的には上昇傾向にあるが、依然として低い水準に留まっている。

⇒ 女性活躍推進法の期限を10年間延長した上で、以下の見直しを行い、女性活躍の更なる推進を図る。

## 改正の内容

### ① 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化

男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主（民間企業等）及び特定事業主（国・地方公共団体）に義務付ける。

【一般事業主の見直し前後の比較】

| 企業等規模     | 見直し前                 | 見直し後                          |
|-----------|----------------------|-------------------------------|
| 301人以上    | 男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表 | 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表 |
| 101人～300人 | 1項目以上を公表             | 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表 |

### ② 女性活躍推進法の有効期限の延長

女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。

### ③ 女性の健康課題

女性の職業生活における活躍の推進は、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。

### ④ 女性活躍推進に関する基本方針へのハラスメント対策の位置付け

政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。

### ⑤ プラチナえるぼし認定の要件の見直し

女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。

### ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化

特定事業主（国・地方公共団体）の行動計画に係る手続の効率化を図り、取組の実効性を確保する。



# 民法の改正について

父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直し。

女性支援新法や配偶者暴力防止法に基づき、女性相談支援センター等でDV被害者の一時保護を行う際、被害者の子を同伴児童として保護する場合があるが、今般の改正により、こうしたDV被害者の保護や支援にどのような影響が生じるか。

今般の改正では、

- 家庭裁判所が親権者を指定する際、虐待等、父又は母が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合、配偶者へのDVのおそれがあり、父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合等には、必ず単独親権とすること
- DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当すること（※加害行為が現に行われているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。）
- このDVや虐待に関しては、殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴うものに限定されないこととされており、DVや虐待のおそれがあるケースに配慮されたものとなっている。

女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の機関が行うDV被害者の保護や支援において、これまでも、共同親権であった婚姻中のDV被害者やその子に対して、一時保護等を含む必要な支援を提供することが行われてきたところであり、今般の改正により、その取扱いに変更が生じるものではない。女性相談支援センター等の機関においては、DV被害者の立場に立って相談に応じ、その相談内容に基づき、DVから保護することが必要であると判断した場合には、上記のとおり、DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当することとされていることを踏まえ、ためらうことなく一時保護等の必要な支援を行う必要がある。

Q&A形式の解説資料

（父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議令和7年8月27日取りまとめ）